

〔資料研究〕

19世紀初頭・東北日本の‘Social Survey’と出産調査(下)
——一関藩の貧民・村備糶・出産調べと救助制度——

高木 正朗*

目 次

はじめに

- 1 Social Survey (社会調査)
- 2 19世紀初頭・東北日本の‘Social Survey’
- 3 資料的価値
- 4 資料の解説・注釈
 - 文書1～文書15(以上, 前号)
 - 文書16～文書25(以下, 本号)

むすび

文書16「極貧者持高名歳調べ書上げ」

(文化7[1810]年8月4日。no.8376)

「西岩井狐禅寺村極

貧者共持高井

名歳調書上

高畑代五拾七文

一林屋敷十助當四十三

一女房三十五

一女子春て十三

一女子たよ六

一男藤蔵五

一養母六十壱

合六人 内男貳人

女四人

高畑代三百八拾三文

一釣の屋敷新九郎當六十二

一女房四十七

一女子ひやく貳十

合三人 内男壱人

女貳人

高三百八拾貳文

田代百四文

畑代貳百七十八文

一下要害屋敷留兵衛當三十九

一女房三十二

一養女九

一男子辰蔵三

一添人喜惣兵衛六十三

合五人 内男三人

女貳人

高四百拾四文

田代貳百三十壱文

畑代百八十三文

一平屋敷新七當五十

一女房四十六

一男子万吉廿三

一男子五左衛門十六

合四人 内男三人

* 立命館大学産業社会学部教授

女壹人

高三百拾七文

田代百六十壹文

畑代百五十六

一宿屋敷幸八当四十二

一女房三十四

一女子いそ九

合三人 内男壹人

女貳人

高畑代三拾六文

一嶺屋敷源八当五十三

一女房四十五

合貳人 内男壹人

女壹人

高貳百五文

田代四十四文

畑代百六十壹文

一田谷屋敷作十郎当七十二

一女房五十三

一男子金蔵四十

合三人 内男貳人

女壹人

高五百七十九文

田代貳百七十三文

畑代三百六文

一谷起屋敷市右衛門当五十三

一女房五十

一女子せん八

一養子松之助当貳十六

一女房貳十五

合五人 内男貳人

女三人

高三百七十九文

田代貳百四十三文

畑代百三十六文

一高屋敷文四郎当六十三

一女房四十七

一女子せん十九

一女子春て八

合四人 内男壹人

女三人

高貳百三十五文

田代百廿五文

畑代百九文

一河口屋敷三郎太当四十三

一女房三十六

一養父喜惣兵衛五十九

一女房五十

合五人 内男貳人

女三人

高四百六十文

田代百五十壹文

畑代三百九文

一天森屋敷勘太郎当三十五

一女子さき十四

一男子与五郎八

一父勘平六十三

合四人 内男三人

女壹人

高貳百四十九文

田代百九十八文

畑代五十壹文

一川口屋敷五助当三十七

一女房三十五	合六人 内男四人
一水吞十太郎六十四	女貳人
一女房五十五	
一男子福松拾九	高三百六十三文
合五人 内男三人	田代百七十九文
女貳人	畑代百八十四文
高三百七文	一窪屋敷忠五郎当六十五
田代百八十九文	一孫女志も八
畑代百十八文	合貳人 内男壹人
一奈良井屋敷万吉当三十二	女壹人
一女房拾九	
一母五十一	高貳百七十三文
合三人 内男壹人	田代貳百壹文
女貳人	畑代七拾貳文
高三百八文	一小森屋敷孫助当六十三
田代百八十八文	一女房五十
畑代百廿文	一養子三之助廿九
一牧屋敷市太郎当四十七	一女子者つ十七
一女房三十六	合四人 内男貳人
一女子つき六	女貳人
一母六十六	
合四人 内男壹人	高貳百七十九文
女三人	田代百拾壹文
高貳百六十九文	畑代百六拾八文
田代百十九文	一小森屋敷所左衛門当五十三
畑代百五十文	一女房三十九
一日当屋敷清六当四十八	一男子次太郎十七
一男子金蔵十六	一女子春て十二
一水吞弥五郎三十五	合五人 内男三人
一女房貳十	女貳人
一男子伊太郎六	
一養母六十四	高三百六十四文
	田代百九文
	畑代貳百五十五文
	一三本木屋敷善之助当六十六

一女房五十九
 一養父半之助六十四
 合三人 内男貳人
 女壹人

 高七百六十五文
 田代五百四文
 畑代貳百六十壹文
 一三本木屋敷与右衛門当三十
 一女房貳十二
 一女子みよ六
 一母五十
 合四人 内男壹人
 女三人

 高五百八十六文
 田代四百廿七文
 畑代百五十九文
 一沢屋敷市之助当三十六
 一女房貳十五
 一女子な加三
 合三人 内男壹人
 女貳人

 高五百九十八文
 田代四百八十五文
 畑代百十三文
 一並木屋敷留五郎当三十二
 一女房二十五
 一女子春て三
 合三人 内男壹人
 女貳人

 高八百廿四文
 田代七百三文

畑代百廿壹文
 一並木屋敷弥太夫当三十八
 一女房三十三
 一女子者つ十五
 一男子幾蔵六
 一養母五十七
 合五人 内男貳人
 女三人

 高五百廿四文
 田代四百九文
 畑代百拾五文
 一並木屋敷市右衛門当四十四
 一女房三十六
 一男子市太郎十七
 合三人 内男貳人
 女壹人

 高三百三拾三文（抹消）
 田代貳十七
 畑代三百六
 一柳沢屋敷勝之丞当四十三
 〆 壹人

 高五百貳拾文
 田代百四十壹文（抹消）
 畑代三百七十九文
 一蓬田屋敷武右衛門当四十三

 高貳百四十四文（貼紙）
 田代五十文
 畑代百九十四文
 一谷起屋敷兵作当四十九
 一男子専蔵十三
 合男貳人

ノ高九貫三百九拾六文

田代五貫貳百四文

畑代四貫百九拾貳文

都合九拾六人 内男四十七

女四十九

内廿五人人頭

右之通当村極貧民共持高并名歳

家内人数書上

仕候已上

くミ頭

彦左衛門

文化七年八月四日

同 弥四郎

同 善右衛門

同 太次右衛門

同 権之丞

同 八郎兵衛

同 仁惣兵衛

肝入

孫右衛門

大肝入

佐々木清右衛門殿 』

一時点の調書ではあるが、人頭百姓の階層構成を明記した貴重な資料である。前書きから、文化7年8月4日現在、人頭25（軒）、人数96が「極貧者」と判別されたことがわかる。文書6「馬所持の貧窮者書上げ」、同7「貧民にて無妻書上げ」、同13「育子手当願書」、同25「窮民御恵金受領者受證書上げ」の登載者と本文書の登載者とは重複していることが多い（例えば、馬所持の貧窮者＋育子手当申請者＋極貧者、馬所持の貧窮者＋窮民御恵金受領者＋極貧者など）。これらの世帯は何らかの基準に依拠して、肝入が人別改帳から抜粋したものと

考えて間違いない。しかし、この文書には、残念ながら、抜粋基準が記されなかった。なお、文化8年2月1日現在の総人頭156、人数808にしめる極貧者比率は、それぞれ16%、12%である。この数値の多寡については、いずれ他村データと比較・検討できるであろう。

文書17「沽却地へ主付願書」

（文化7〔1810〕年8月。no.8389）

「乍恐狐禅寺村沽却

地之所江主付届人調

書を以奉願候御事」

沽却 三郎助分

高八百貳拾八文 春定散田

田代七百廿七文

内 六百廿七文 免地

百文 彦左衛門

畑代百壹文

五拾八文 免地

内 三拾九文 彦左衛門

四文 起目

右之内

一田代六百廿七文 免地

右是迄田代六百廿七文之

立付出貳石六斗五升

割並シ候得八高壹貫文二

四石貳斗三升銀銘々二相当人共

銘数多ク相成候得八御極

帳式人組二も罷成儀御座候

当村沽却地一紙高壹貫

六百六拾文^{ニカ}之出石六石

四斗三升ヲ割並壹貫は

三石八斗七升目銘々二相当り

候条此未共二右同銘を以

一村こ却地主付相成候様
 且年限之儀八向貳拾ヶ
 年限二奉願候
 一田代百文 本新田
 春定
 右来末年より本銘上納を以
 奉願候
 一畑代五拾八文 免地六分一
 春定
 右荒所当二御座候間
 右金御免被成下代方
 上納並七色小役上納を以
 来未ノ年より向貳拾ヶ年
 限主付被成下度奉願候
 一畑代三拾九文 元新田
 春定
 右来末年より本銘上納
 を以主付奉願候
 一畑代四文 起目
 春定
 右品々同断本銘上納可仕分
 此主付届人
 当村御百姓七蔵次男
 与四郎
 当拾四歳
 壹人男
 右受合
 七蔵

 右七蔵次男与四郎儀右
 沽却地三郎助方へ新代
 御百姓二相付申度吟味
 仕候条未幼少二御座候
 間嫁貰取申内八先以
 七蔵方へ同居罷有候

間追而家作仕候節八
 御定之銘受并右入料
 金農具共二一式被下度
 奉願候向後年限中八
 組頭役向御除外被下
 人足村手傳往還かせい
 人足等八五ヶ年めより相勤
 可申候
 右之通御別段御惠
 被成下候品々此度御廻村
 之上委細被仰渡候通
 村方一統奉感服候
 仍而拙者共折入吟味仕
 前書之通主付此未
 制道仕主付可申候
 条如願之被成下候八八
 組合連判を以御受証
 差上候様可仕候乃而如此
 奉願候以上
 同村御百姓願人
 与四郎親
 七蔵
 文化七年八月
 五人組
 吉太夫
 同 九郎右衛門
 小四郎
 百五郎
 与頭 伊惣兵衛
 下役 安右衛門
 肝入 孫右衛門
 大肝入 佐々木清右衛門
 利左衛門様
 与四郎様

「沽却地」とは破産百姓の跡地(屋敷, 居久根, 農地), 「主付」とは別の百姓がその跡地に入って人頭百姓となること。これは主付「新代百姓」となるための手続・条件を事細かに記した, 藩役所への願書(兼「受証」)である。破産百姓の家屋敷, 農具, 田畑を取得して本百姓・表百姓となるためには, 細かな取決めがあったので, 様々な配慮と準備がなされた。封建領主制の下での百姓の地位がわかる重要資料である。焦点となっている項目は年貢・諸役の負担率, 自立(家作~独立)までの年貢・村役・賦役の猶予期間などである。願人(親)と五人組が連判して請合う形をとっている。願書は肝入, 大肝入をへて藩役所に提出されたであろう。一閑藩は救貧・育子の根本的対策として, 「主付」を積極的に促す補助政策をとった。しかし, 百姓であっても農業を忌避する傾向が一般化していたらしく, 実効があがらなかったと他文書が述べている。

文書18「村備初貸付け書上げ」

(文化7[1810]年8月7日。no.8395)

「寛政八年辰ノ十一月村備初

元初式石 彦左衛門殿

此利式斗巳年分

元利合式石式斗

此利式斗式升午ノ年

元利合式石四斗式升

此利式斗四升式合未年

元利合式石六斗六升式合

此利式斗六升六合申ノ

元利合式石九斗式升八合

此利式斗九升三合酉年

元利合式石式斗式升合

此利三斗式升式合戌年

元利合三石五斗四升三合

此利三斗五升四合亥年

元利合三石八斗九升七合

此利三斗九升子年

元利合四石式斗八升七合

此利四斗三升丑年

元利合四石七斗壹升七合

此利四斗七升合寅年

元利合五石壹斗八升八合

一初壹石式斗 弥四郎殿

此利壹斗式升巳年

元利合壹石三斗式升

此利壹斗三升式合午年

元利合壹石四斗五升式合

此利壹斗四升五合未年

元利合壹石五斗九升七合

此利壹斗六升申年

元利合壹石七斗五升七合

此利壹斗七升六合酉年

元利合壹石九斗三升三合

此利壹斗九升三合戌年

元利合式石壹斗式升六合

此利式斗壹升三合亥年

元利合式石三斗三升九合

此利式斗三升四合子年

元利合式石五斗七升三合

此利式斗五升七合丑年

元利合式石八斗三升

此利式斗八升三合寅年

元利合三石壹斗壹升三合

一初壹石 善右衛門殿

此利壹斗巳年

沽却 助八分

高畑代百四拾八文

七拾五文 免地本銘大豆

六分一

六十八文 元新田本銘七切半

五文 起目本銘六切半

畑代七十五文より

一丸銭三拾三文 免地

畑代六十八文より

一丸銭七文 元新田

畑代五文より

一丸銭壹文 起目

三口合代四拾壹文

作人

与太夫(抹消)

口入

弥七(抹消)

沽却 八助分

高八拾四文

田代五文

壹文 元新田本銘九切

四文 起目本銘七切

畑代七拾九

三十八文 免地本銘大豆六分一

三十五文 元新田本銘七切

六文 起目本銘六切半

田代壹文より

一丸銭壹文 本新田

田代四文より

一丸銭壹文 起目

畑代三十八文より

一丸銭拾五文 免地

畑代三十五文

一丸銭三文 元新田

畑代六文より

一丸銭壹文 起目

五口合代貳拾壹文

作人

与太夫(抹消)

口入

弥七(抹消)

沽却 十三郎分

高壹貫九拾六文

田代七百五十八文

六百五拾五文 免地本銘六石

四斗三升

九拾九文 元新田本銘九切

四文 起目本銘七切

畑代三百三拾八文

百三十七文 免地八六分一

百六十三文 元新田八七切半

三十八文 起目八六切半

田代六百五拾五文

一米貳石四斗壹升 免地

田代九十九文より

一丸銭三拾六文 元新田

田代四文より

一丸銭壹文 起目

畑代百三十七文より

一丸銭六拾四文 免地

畑代百六十三文より

一丸銭貳拾五文 元新田

畑代三十八文より

一丸銭貳文 起目

五口合代百貳拾八文

沽却 甚十郎分

高三百四拾八文

田代貳百三十壹文

百五十匁文 免地本銘六石四斗	一丸錢四文 免地
六十文彦左衛門本地三斗	同七十七文より
九切	一同拾五文より 起目
貳拾文 起目八七之助	畑代三十九文より
畑代百拾七文	一同壹九文 免地
七十四文 免地本銘九助	同三十七文より
六分一	一同拾文 元新田
四十三文 起目八六切半	同廿九文より
田代百五十匁文より	一同貳文 起目
一米五斗五升 免地	五口合代五拾文
同六十文より	
一丸錢壹八文 元新田	沽却 幸吉分
同廿文より	高百五拾六文
一同五文 起目	田代百匁文
畑代七十四文より	九十六文 本地銘七石三斗
一同拾四文 元新田	三升
同四十三文より	五文起目八七切
一同貳文 起目	畑代五拾五文
四口合代三拾九文	貳拾六文 本地本銘大豆四分一
	拾六文 免地本銘大豆六分一
	拾三文 起目八本銘大豆六切半
沽却 十左衛門分	田代六十貳文より外三拾四文 地損
高三百五十九文	一米貳斗五升 本地
田代貳百五拾四文	同五文より
百六十五文 免地本銘六石	一丸錢拾貳文 起目
四斗三升	畑代拾三文より外拾三文 地損
拾二文 元新田八九切	一同貳拾八文 本地
七十七文 起目八七切	同拾六文より
畑代百五文	一同五拾三文 免地
三拾九文 免地本銘大豆	同十三文より
六分一	一同貳拾九文 起目
三拾七文 元新田八七切半	四口代百貳拾貳文
廿九文 起目八六切半	
田代百六十五文より	
一米五斗七升 免地	沽却 三郎助分
同十貳文より	高八百廿八文

田代七百廿七文
 六百廿七文 免地本銘六石四斗三升
 百文 元新田八九切
 畑代百壹文
 五十八文 免地本銘大豆六分一
 三十九文 元新田本銘七切半
 四文 起目本銘六切半
 田代六百廿七文より
 一米貳石六斗五升 免地
 同百文より
 一丸銭貳百八拾五文 元新田
 畑代五十八文より
 一同八拾六文 免地
 同三拾九文より
 一同八拾六文 元新田
 同四文より
 一同七文 起目
 四口代四百六拾四文

 一紙
 田代壹貫六百六十文内壹貫五百九十八文 免
 地
 外三十四文 地損
 一米六石四斗三升 本地
 畑代三百七十六文内三百六十三文 免地
 一丸銭貳百九拾八文 本地
 田代貳百七拾三文より
 一同三百四拾四文 元新田
 田代百十文より
 一同三拾四文 起目
 畑代四百廿九文より
 一同百四拾五文 元新田
 畑代百廿五文より
 一同四拾四文 起目
 五口合代八百六拾五文

右之通春定散田地
 調書上御座候以上
 与頭
 彦左衛門
 文化七年八月
 与頭 弥四郎
 善右衛門
 太次右衛門
 権之丞
 八郎兵衛
 仁惣兵衛
 肝入
 孫右衛門
 大肝入
 佐々木清右衛門殿

前書きにある「散田」とは耕作者のいない田畑(沽却地の1つ)。「立付」とは散田地を小作にだすこと。そこで、「散田地立付」とは、仙台郷土研究会(1991)によると、耕作者決定法の1つで、より高い租税を納めることができる百姓を入札で決めることである。この文書は沽却人頭7人分を記している。しかし、後書きには単に「散田地調」と記された。その理由は、第1~2例に見るとおり、一旦は記入された「作人」および「口入」の名前が抹消されていることから、落札(主付)者を1人も確保できなかったからである。この文書は、文書17「沽却地へ主付願書」や「仕法書」が記すような優遇を与えても、彼らにとっては代百姓・新百姓となる魅力に乏しかったこと(多様な「稼ぎ」の存在)を傍証している。なお、文化8年2月1日現在の村高は、本地(寛永検地帳に登載された田畑)、本新田(正保~延宝期の開発田畑)、起目(元禄期以降の開発田畑)を合わせ

て、93貫818文である。

文書20「村備初取立て倍合調書上げ」

（文化7〔1810〕年8月。no.8411）

「西岩井郡狐禅寺村

村御備初調書上

一御村備初式拾石三斗八升三合

但シ寛政八辰年暮菊地

甚太夫殿御吟味を以取立

村備請合仕候節利

元初七石八斗五升式合

右之通同村備初取立

倍合調書上如件御座候

与頭

彦左衛門

文化七年八月

同 弥四郎

同 善右衛門

同 太次右衛門

同 権之丞

同 八郎兵衛

同 仁惣兵衛

肝入

孫右衛門

大肝入

佐々木清右衛門殿

」

原資（初）は、天明飢饉・百姓窮乏・一揆の頻発などをふまえ、藩が百姓から強制的に「取立」てたであろう。なお、宮城県史編纂委員会（1966）によれば、本藩仙台の村々では「寛政の転法」（地方役人を減員し民生を重視した、寛政9年の郡村仕法改革）以後、「人心も穏か・・・弥々年々初雑穀の夫食囲い心懸け候風

に趣」いたとされる。この時期、支藩一関でも同様の仕法改革がおこなわれた可能性があることは、この初備蓄の開始年次が寛政8年末である点からも裏付けられる（文書18も参照）。

文書21「秋御改懷婦死胎書上げ」

（文化7〔1810〕年9月13日。no.8413）

「西岩井狐禅寺村

秋御改懷婦死胎

書上

川口屋敷久太夫

一倅金太郎女房

但シ当月頃臨産二申上

置候所右女昨十二日夜中

難産之様子尔付御医

師之御迎二罷上申候處

御着已前二死胎男子出産

仕候仍而医師證状

指添如此御座候

右之通相違無御座候

尔付与頭并五人組

頭立合見届候之上御

医師證状指添申上候

後々殺候八相改候て

見届村役人八勿論

組頭与合迄如何様之

曲事二も可被仰付候以上

死胎願人

久太夫

九月十三日

組頭

権四郎

五人組

清太夫

又七
五人組頭
太次右衛門
与頭
善右衛門
同村育子方下役
安右衛門
肝入
孫右衛門
大肝入
佐々木清右衛門
利左衛門様
与四郎様

孫右衛門
文化七年九月廿九日
右清野与四郎様より
同日被渡下候
右之内四切万吉并
与頭太次右衛門との共
御同人様御宿へ罷上り
受取式切八右万吉
頂戴之内鍛冶市太郎江
被貸下三年目二
肝入取立万蔵へ
其訳申渡相渡候様
御同人様より同日受
取助内所二而与四郎様
御目前二而太次右衛門
名代倅三郎次方へ
相渡願仕候以上

文書14「秋御改懷婦死胎書上げ」と同種の資料である。文書14には、妊婦が親元(他村)で産んだので、出産日時の記載がない。また、文書作成までに数日かかっている。しかし、妊婦が村内で産んだ本例の場合、書上げまでの所用時間は、文書通りとすれば、わずか1日である。なお、文書13「育子手当願書」と本文書から、「育子方下役」を勤めた安右衛門は「撫育方下役」を兼務したことがわかる。なお、菊池(1997)、沢山(1997)が収録している本藩仙台の同種文書との比較対照が必要だが、恐らく大同小異であろう。

文書22「養育手当受給者留め」

(文化7[1810]年9月29日。no.8415)

「狐禅寺村御百姓万吉 女子

一金六切
右之通養育御手当
金頂戴被仰付難有
仕合奉存候以上
村肝入

赤子養育手当6切の受取り記録である(従って、請人名も宛名も記されていない)。受給者・万吉は文書13「育子手当願書」に名前が挙がっている。手当金の受取り場所、配分額などをメモ書きしたものである。授受の手続・方法は形式的かつ詳細であり、透明性を担保しようとする苦心の跡が伺われる。

文書23「秋分男女出生書上げ」

(文化7[1810]年12月22日。no.8417)

「狐禅寺村秋分

男女出生書上
一東屋敷七太郎女房(抹消)
十月男子出生仕候 病死
井戸屋敷彦八

一養子巳之助女房
 十月女子志ゆん出生仕候
 一高屋敷喜蔵女房（抹消）
 当十二月男子出生仕候 病死
 台屋敷卯右衛門
 一倅三郎太女房
 九月男子出生仕候
 久田屋敷彦右衛門
 一倅円蔵女房（抹消）
 九月女子出生 病死
 合五人
 右之通春子出生
 書上御改已後出生
 分相改書上仕候以上
 与頭
 彦右衛門
 文化七年十二月廿二日
 弥四郎
 善右衛門
 太次右衛門
 権之丞
 八郎兵衛
 仁惣兵衛
 孫右衛門
 佐々木清右衛門殿 』

文書中の注記「（抹消）」は、該当する出生記録が筆で削除されたことを示す。これは、一旦登載した赤子5人のうち3人が死亡したため、追って本書上げから除外し、「病死」と追記・更正したのである。その証拠に、翌年1月作成された「赤子病死書上げ」（文化8年正月。no.8431-41）には、この3人が登載されている（七太郎男子は2ヶ月後の12月17日に、喜蔵男子は20日後の12月晦日に、彦右衛門孫女子は

4ヶ月後の文化8年1月14日に「病死」した）

文書24「秋分懷婦調べ書上げ」

（文化7〔1810〕年12月22日。no.8419）

「狐禅寺村秋分

懷婦調書上

山屋敷弥四郎倅

一儀蔵女房

但シ初懷婦来二月

頃臨産

谷起屋敷市右衛門

一倅松五郎女房

但シ式度目懷婦来二月

頃臨産

谷起屋敷与左衛門

一倅亀之助女房

但シ三度目懷婦来

三月頃臨産

一蓬田屋敷清蔵女房

但シ式度目懷婦来

二月頃臨産

蓬田屋敷武右衛門女房

一倅勘太郎

但シ式度目懷婦来

二月頃臨産

〆五人

右之通組合切相改書

上仕候間万一残候者も

御座候八八如件様之

仰付候共異議申上

間敷候以上

与頭七人

文化七年十二月廿二日

肝入

大肝入殿

」

同 太次右衛門

同 八郎兵衛

同 仁惣兵衛

肝入 孫右衛門

文書25「窮民御恵金受領者受證書上げ」

(文化7[1810]年12月17日。no.8421)

「乍恐狐禅寺村

窮民共江御恵金

頂戴被 仰付候

者共御受證指上

申候御事

一金五分 留兵衛(印)

一同五分 勘太郎(印)

一同五分 万吉

一同五分 市太郎

一同壹切 与右衛門

一同壹切五分 市之助(印)

一同壹切 留五郎(印)

〆五切五分

右之通当御村極困窮

御百姓共江田方御恵金

頂戴被 仰付難有仕

合奉存候仍而御受證

拙者共連判を以如此

指上申候以上

御恵金頂戴人

留兵衛

文化七年十二月十七日

御恵金頂戴人 勘太郎

同 万吉

同 市太郎

同 与右衛門

同 市之助

同 留五郎

組頭 彦左衛門

同 善右衛門

大肝入

佐々木清右衛門殿

」

請書にある「田方御恵金」は、春からの耕作を促すという名目で給与される農業資金を意味したであろう。しかし、それは名目であって、実際は極貧者の越年資金だったと思われる。受給者7人は全員、文書16「極貧者持高名歳調書上げ」に登載されている。受領総額「五切五分」は金55分で約14両だが、使用価値(購買力)は今のところ不明である。

むすび

救助が実際におこなわれたことを証明する文書は2点(文書22, 25)ある。そこで、文書25「窮民御恵金受領者書上げ」に登載された7人を通して、19世紀初頭・一関藩の救済・救済の「効果」あるいは「重み」を確認しておく。但し、この場合の効果測定はあくまで実験的な試みに過ぎない。何故なら、考察対象期間はわずか半年で、救助金の使用価値(物価に対する貨幣の購買力)はわからないからである。なお、7人の他文書への出現状態はつぎの通りである。第1に全員が文書16「極貧者持高名歳調べ書上げ」に、第2に3人が文書6(「馬不所持の貧窮者書上げ」)に、第3に2人が文書22「養育手当受給者留め」に名前が挙がっている。

第1に、貧民調査と救助効力の関係、ないしは両者の整合性を見てみよう。まず、文化7年

の極貧世帯率と極貧者率は、翌年2月の人別改帳に記された総人頭156と人数808から、それぞれ16%、12%を占めた。そこで貧民救助であるが、「窮民御恵金」受給率は村世帯ベースでみると4.5%（7/156）、村人口ベースでみると3.2%（26/808）である。これを貧民調査にもとづく極貧世帯・極貧人口ベースでみると、それぞれ28%（7/25）、27%（26/96）となる。結局、全世帯の4%、全人口の3%が救助を受けたが、対象を極貧者層に限ると、その1/3弱が救助対象とされたことになる。

第2に、出産調査と救助効力の関係を見てみよう。この半年間（文書3〔春分〕+文書23〔秋分〕）の出生子は25人だった。従って、「育子手当」申請率は出生子ベースでみると12%（3/25。文書13）、実際の受給率は4%（1/25。文書22）である。

一方、「育子手当」受給率は、村世帯ベースでみると6.4‰（1/156）、村人口ベースでみると3.7‰（3/808）となり、極めて低い。しかし、受給者は貧民層に多かったと推定される。そこで、受給率を極貧世帯・極貧人口ベースでみると、それぞれ4%（1/25）、3%（3/96）となる。さらに、育子手当受給率と貧民救助受給率とを比較すると、前者が極めて低かったということが明確となる¹⁰⁾。

第3に、複数の文書から典型的な貧民1人を抽出し、その生活状態を復元してみよう。サンプルは窮民御恵金と養育手金とを「併給」した万吉である¹¹⁾。彼は6種もの文書（9「出生申出書上げ」、10「春分懐婦安産調べ書上げ」、13「育子手当願書」、16「極貧者持高名年調べ書上げ」、22「養育手当受給者留め」、25「窮民御恵金受領者受證書上げ」）に登載された極貧民である。文化7年8月現在、持高は307文（3

石）、家族は3人（本人32、妻19、母51歳）だが実際は4人いた（3月に女兒を出生、安産だった）。同年8月、彼はほかの百姓2人と育子手当願書（文書13）を提出した。受給対象は勿論3月5日に産まれた女子で、女房は初産だった。同年9月29日、万吉と組頭・太次右衛門とは係役人・清野与四郎の「御宿」で、手当金6切を受領した（しかし、内2切は文書25中の鍛冶・市太郎に三年間貸付ける手筈だったから、実際に手にした金額は4切だった）。さらに、同年12月17日、万吉は窮民御恵金（金五分）を手に入れた（文書25）。育子手当金と合わせると、3ヶ月のあいだに金4切5分を受給したことになる。

結論はこうである。19世紀初頭・一関藩の貧民調査と出産調査は、封建制下・弱小国家という条件のもと、「仕法書」（民政計画）に基づいて実施された。従って、救助基金・原資は脆弱であり¹²⁾、救助の対象も回数も限定されたものであったに違いない。さらには、この仕法は家政（家計）調査にまで考えが及ばなかった¹³⁾。しかしそこには、近代（現代）的・目的科学的アプローチ、具体的には実証主義的精神や目的合理性をベースにした政策展開を、はっきりと見て取ることができる。

筆者は今のところ20数点の文書を解読したに過ぎない。しかし、こうした調査（「調べ」）と並行して、精密な土地、人口、移動調査が毎年おこなわれた点を考慮すると、ここで検討した一関藩の貧民調査は現代のsocial surveyにほぼ匹敵する水準にまで達していたと考えて間違いないのではないか。これが本稿の結論である。但し、筆者はこの結論が260以上もあった諸国（藩国家）についても概ね当てはまると主張しているのでは勿論ない。社会事象に対する

人々の関心—ここでは貧困や貧民であるが—には、一貫性・連続性があるということを強調したいのである¹⁴⁾。

注

- 10) 名目は「育子手当」「養育手当」であった。しかし、詳細を極めた出産関係文書が存在から次のような推定が可能かもしれない。即ち、この制度の最大の狙いが出産管理（いわゆる墮胎・間引きの予防）にあり、養育促進は副次的に目指された。
- 11) 万吉と女房を人別改帳、人数出入減入改帳、用留で見るとこうなる。文化2〔1805〕年、彼（27歳）は女房（14歳）を迎えた。同7年3月、女房は女子を出産するが同8年1月25日に10ヶ月で死亡、寺で引導書上げをうけた。同8年9月、男子・万太郎を産む。同13年6月、女子を産むが14年6月に死亡。文政2〔1819〕年4月、女房（28）を亡くし、彼（41）は無妻（母60、万太郎9）となる。結婚継続期間は約14年である。この間、持高（307文）は不変だったから、万吉一家は極貧階層に身をおいたままだったに違いない。
- 12) 一関市史編纂委員会（1977）によれば、一関藩主は少なくとも3回、貧民救助・育子仕法の策定・実施を命じた。1回目は五代藩主村隆が宝暦12年〔1762〕12月に、2回目は七代藩主宗顕が文化7〔1810〕年5月に、3回目は九代藩主邦行が嘉永5〔1852〕年7月に命じている。救助原資は藩が準備する建前であったろうが、1回目は蔵元商人の「志願金」、2回目は領内修験33ヶ院の無尽講金がそれに組入れられた。いずれにせよ、救助資金が潤沢だったとは到底考えられない。なお、3回目は藩医学校の医師（産科医）を総動員して弊風改善に努めた。
- 13) 仙台領内の標準百姓（1町歩、持高10石）の「損益勘定」（家政・収支モデル）については、滝本（1915）が収録している、儒者・芦東山（1695-1776）の建言書『上言』（宝暦4〔1754〕年正月）の提起が初見と考えられている。ここで挙げられた数値（赤字）について、例えば新

見（1954）は如何なる評価・解釈も加えていない。しかし高木（1990）は、東山が指摘している本田耕作の忌避、あるいは商品生産や小商いの盛行以外に、奉公人給金（労働市場）との関連でも評価し直すことができると指摘した。中規模百姓の農業収益の悪化とその生活水準とは、必ずしも相関していなかった可能性がある。

- 14) 貧困・貧困者はそれぞれ、社会の近代化・資本主義化が生みだした現象と対象であり、貧窮・貧民は古代～前近代までの社会体制が生みだしたそれであるから、両者は区別すべきであるとの議論があるようである（北原〔1995〕2、196-8ページ）。

しかし、語源からみると別の見方ができる。例えば、日本国語大辞典第二版編集委員会（2001）によると、「貧窮」「貧民」は8世紀初期～中期の、「貧困」は9世紀末日本の古典文献に、その初出事例が見えるとしている（貧窮は『続日本紀』和銅7〔714〕年の記述に、貧民は『同書』天平神護2〔766〕年の記述に、貧困は『三代実録』元慶6年〔882〕年の記述に見える。但し、貧困者の初見は「落語・千両富」明治26〔1893〕年である）。

確かに、貧困化のメカニズム（原因）は近代以降、過渡期を含みつつも、大きく変化した。しかし、ミクロな経済主体（世帯、家族）の諸機能には、現在であろうと過去であろうと、一定の普遍性（長期にわたる連続性・一貫性）があるということは認めなければならない。

参考文献

- 中鉢正美『生活構造論』好学社、1956年/新（私家）版1995年。
- 同（編集・解説）『家計調査と生活研究』（生活古典叢書7）光生館、1971年。
- 同『現代日本の生活体系』ミネルヴァ書房、1975年。
- 江口英一・西岡幸泰・加藤佑治（編著）『山谷—失業の現代的意味—』未来社、1979年。
- 藤本武『日本の生活水準』（労働科学集成第2巻）労働科学研究所、1960/77年。
- 宝月誠・中道實・田中滋・中野正大『社会調査』有斐閣、1989年。

一関市史編纂委員会（編）『一関市史』（第3巻，各節）一関市，1977年，585-638ページ。

石川淳志・橋本和孝・浜谷正晴（編著）『社会調査—歴史と視点』ミネルヴァ書房，1994年。

磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』東京大学出版会，2003年，279-307ページ。

籠山京・大河内一男『家庭経済学』光生館，1960年/新版1975年。

籠山京・江口英一『社会福祉論』光生館，1974年，47-61ページ。

菊池義昭『七ヶ宿赤子養育制度関係文書—地方資料を中心に—』太田素子編『近世日本マビキ慣行資料集成』刀水書房，1997年，129-222ページ。

北原糸子『都市と貧困の社会史—江戸から東京へ—』吉川弘文館，1995年，9-114ページ。

宮城県史編纂委員会（編）『宮城県史』（2 近世史）宮城県，1966年，634-5ページ。

中川清『日本の都市下層』頸草書房，1985年。

同『日本都市の生活変動』頸草書房，2000年。

日本国語大辞典第二版編集委員会（編）『日本国語大辞典』（第11巻），小学館，2001年。

新見吉治「芦東山と宝暦年間仙台中流農民の生態」『日本歴史』（第71号），1954年，2-7ページ。

西田長寿（編集・解説）『明治前期の都市下層社会』（生活古典叢書2）光生館，1970年。

高木正朗『近世戸籍資料をもちいたムラ・マチの家族構成と周期的律動及びライフコース研究』（昭和63～平成1年度科学研究費研究成果報告書）立命館大学産業社会学部，1990年，9-11，16ページ。

滝本誠一（編）『日本経済叢書』（第8巻），1915年，523-30ページ。

沢山美果子「仙台領内赤子養育仕法と関連資料—東山地方を中心に—」太田編『前掲書』1997年，

33-127ページ。

仙台郷土研究会『仙台藩歴史用語辞典』同会，1991年，37ページ，「散田」の項。

司馬遼太郎「偉大な江戸時代」『司馬遼太郎講演集[3]』朝日文庫，2003年，263-77ページ。

鈴木幸彦「一関藩狐禅寺村石屋敷小野寺家文書解説」高木正朗（編）『陸奥国一関藩領内古文書目録』立命館大学人文科学研究所SDDMA研究会，2004年，153-65ページ。

多田吉三「家計調査」大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典』岩波書店，1965年/第2版1979年，103-4ページ。

寺出浩司『生活文化論への招待』弘文堂，1994年。

津田真徹『日本の都市下層社会』ミネルヴァ書房，1972年。

八巻一雄・小野寺啓『一関の歴史』（上）熊谷印刷出版部，1992年，198-9ページ。

安田三郎『社会調査ハンドブック』有斐閣，1960年/新版1980年。

〔謝辞〕 一関市狐禅寺の小野寺卓哉・よしこ夫妻は同家文書の閲覧を認められ，資料撮影に当たって特段の便宜をお図りいただいた。学术研究に対する夫妻のご理解に対しては，深く謝意を表さなければならぬ。また，本文書の読み下しについては，SDDMAプロジェクト・研究協力者である向田徳子さん（古文書研究家）の助力を得た。

本稿は，2003年度文部科学省科学研究費補助金研究課題「19～20世紀東北日本の前近代型出生・生存・移動・死亡パターンの歴史人口学的研究」，2003年度立命館大学学内提案公募型プロジェクト研究助成「18～19世紀日本の前近代・近代型demographic regimeの基礎的研究—東北飢饉と疾病・死因・貧困構造把握—」（研究代表者・高木）による研究成果の一部である。